

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月27日

【会社名】 世紀東急工業株式会社

【英訳名】 SEIKITOKYU KOGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤 俊 昭

【本店の所在の場所】 東京都港区芝公園二丁目9番3号

【電話番号】 03(3434)3251 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部総務人事部長 打越 誠

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝公園二丁目9番3号

【電話番号】 03(3434)3251 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部総務人事部総務グループリーダー 竹之内 孝士

【縦覧に供する場所】 世紀東急工業株式会社 北関東支店
(さいたま市浦和区高砂二丁目1番1号)
世紀東急工業株式会社 東関東支店
(千葉市中央区村田町1106番地)
世紀東急工業株式会社 横浜支店
(横浜市都筑区荏田南三丁目1番31号)
世紀東急工業株式会社 名古屋支店
(名古屋市千種区今池五丁目24番32号)
世紀東急工業株式会社 関西支店
(大阪市北区野崎町7番8号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年6月22日開催の当社第69回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金10円

総額 403,660,710円

2. 効力発生日

平成30年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 取締役の員数を24名以内から12名以内に変更するものであります。

2. 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる会社役員（取締役等）の範囲が変更されたため、当該契約を締結できる対象を、「社外取締役」から「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）」に、「社外監査役」から「監査役」にそれぞれ変更を行うものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

佐藤俊昭、古川 司、平本公男、平 喜一、飯塚恒生、福田真也、田村仁人の7名を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

鈴木良彦、齋藤洋一の2名を監査役に選任するものであります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、取締役の報酬等の額の内枠として年額6,000万円以内、対象取締役へ発行または処分される当社の普通株式の総数を年50,000株以内とすることにつき決定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	274,398	13,200	16,641	(注) 1	可決 89.61
第2号議案 定款一部変更の件	283,105	21,114	20	(注) 2	可決 92.46
第3号議案 取締役7名選任の件					
佐藤俊昭	269,650	34,569	20	(注) 3	可決 88.06
古川司	291,544	12,675	20		可決 95.21
平本公男	291,715	12,504	20		可決 95.27
平喜一	291,715	12,504	20		可決 95.27
飯塚恒生	231,290	72,929	20		可決 75.54
福田真也	292,016	12,203	20		可決 95.37
田村仁人	291,941	12,278	20		可決 95.34
第4号議案 監査役2名選任の件					
鈴木良彦	177,721	126,498	20	(注) 3	可決 58.04
齋藤洋一	273,442	30,777	20		可決 89.30
第5号議案 取締役に対する譲渡 制限付株式付与のため の報酬決定の件	301,358	2,861	20	(注) 1	可決 98.42

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び本総会当日出席株主のうち各議案の賛否に関して確認ができた一部の株主の議決権行使分を合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、確認ができた一部の株主を除く本総会当日出席株主の、賛成、反対及び棄権に係る議決権の数については加算いたしていません。

以上